○商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）（第四条関係）

改正案	現行
（監査報告の作成） 第六条　（略） ２　（略） 一　（略） 二　当該組合の子会社（法第四十四条第五項第二号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人 三　（略） ３・４　（略）	（監査報告の作成） 第六条　（同上） ２　（同上） 一　（同上） 二　当該組合の子会社（法第四十四条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人 三　（同上） ３・４　（同上）